

岩美町防災士育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岩美町防災士育成補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、地域防災の担い手となる人材の育成及び確保を図るため、防災士の資格取得に要する費用を補助する。

(定義)

第3条 この要綱において、防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）による認証登録を受けた者をいう。

(補助金の交付)

第4条 町は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第2欄に掲げる経費（ただし、同表第3欄に定める額を限度とする。）に同表第4欄に定める率を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 本補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩美町防災士育成補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添付し、町長に申請及び請求するものとする。

2 申請及び請求の時期は、防災士認証登録に係る経費の支払いが完了した日から60日以内に行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、岩美町防災士育成補助金交付決定通知書

(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 補助対象者	2 補助対象経費	3 補助対象経費の上限	4 補助率
<p>次の（１）から（３）のすべてに該当する者</p> <p>（１）町内に住所を有する者</p> <p>（２）防災士機構の認証登録を受けた者</p> <p>（３）地域防災の担い手として、地域の防災活動に参加する意思のある者</p>	<p>次の（１）から（４）の合計額</p> <p>（１）防災士研修講座受講料</p> <p>（２）研修講座の受講に必要な教本代</p> <p>（３）防災士資格取得試験受験料</p> <p>（４）防災士認証登録料</p>	<p>20,000円</p>	<p>10 / 100</p>